平成２１年（フ）第３７８号
広島県東広島市西条中央６丁目７番28―201号グリーンヒル西条
債務者　紺屋　智正
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６３５号
広島県山県郡安芸太田町大字加計2674番地
債務者　齊藤　安生
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６７７号
広島市西区古江東町18番41―203号
債務者　増田　邦男
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８６０号
広島県東広島市高屋町小谷3248番地70
債務者　森川　彰子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８７８号
広島市中区宝町３番14―601号市営宝町住宅
債務者　沖田　佳子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８８６号
広島市安佐南区沼田町大字伴7682番地５森川アパート201号
債務者　伊勢坊夕佳
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９２０号
広島市東区戸坂南１丁目３番11―201号
債務者　伊藤　　強
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９２１号
広島市中区舟入本町６番３―801号
債務者　宮川　　勝
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９６２号
広島県東広島市八本松東７丁目９番36号マーボックふじち101号
債務者　藤井　真衣
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９６５号
広島市中区舟入本町３番16―803号
債務者　荒槙美智子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋1952番地
債務者　市川　雅之
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４４３号
北九州市小倉北区板櫃町２番９号
債務者　植木　　健
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５９６号
北九州市八幡西区上香月２丁目６番４号
債務者　山下　　徹
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０７号
宮崎市北権現町239番地１
債務者　瀬戸山富美子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２７７号
宮崎市南花ケ島町312番地１
債務者　俊成　有英
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２８０号
宮崎市学園木花台南３丁目10番地２
債務者　中村慎一郎
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９３号
宮崎県西都市大字下三財1704番地
債務者　長田　　聡
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　宮崎地方裁判所破産係